

## 投資信託スクール 投信マスター 会則

### 第1条 目的及び本会則の適用範囲

1. 投資信託スクール投信マスター（以下「投信マスター」といいます。）の目的は、以下に掲げるとおりです。
  - (1) ファイナンシャルインテリジェンスの向上及び投資信託の基礎の理解
  - (2) 投資仲間との交流
2. 投信マスターでは前項の目的に沿って基礎的な投資の知識やノウハウを提供します。実際の投資商品の売買や個別的な投資判断の助言はいたしません。
3. 投資信託スクール 投信マスター 会則（以下「本会則」といいます。）は、第4条第2項に規定する本件サービスの利用に関し、第4条第1項に規定するすべての投信マスター参加者（第4条第1項については、投信マスターへの参加希望者）に適用されます。投信マスター参加者は誠実に本会則を遵守する責務を有するものとします。

### 第2条 運営

投信マスターは、株式会社アイキカク（以下「当社」といいます。）及び同社から委託された個人・法人（以下、総称して「運営事務局」といいます。）によって運営されます。

### 第3条 所在地

運営事務局は、東京都千代田区岩本町3-2-2千代田岩本ビル8F 株式会社アイキカクに置くものとします。

### 第4条 投資信託スクール投信マスター参加条件及びサービス

1. 投信マスターへの参加は、参加希望者において本会則の全ての条項の内容に同意の上、入会の申込手続きを行い、運営事務局が入会を認めた法人（ただし、参加できるのは、当該法人において選定された当該法人の役職員1名のみとします。）・個人（以下、総称して「投信マスター参加者」といいます。）に限り、認められるものとします。
2. 運営事務局は、投信マスター参加者に対して、投信マスター参加者が申し込んだサービスの種類に応じて、以下の各号に掲げる「一般サービス」又は「特別メンバーシップクラス」のサービス（以下、「一般サービス」及び「特別メンバーシップクラス」のサービスを総称して「本件サービス」といいます。）の提供を行い、投信マスター参加者は、投信マスター参加者が申し込んだサービスの種類に応じて、「一般サービス」又は「特別メンバーシップクラス」のサービスを受けられるものとします。

#### <一般サービス>

- (1) 毎月1回～3回の頻度で行われる投信マスター勉強会への参加
- (2) 前号に規定する勉強会の動画配信の視聴（ただし、視聴可能な時期には、下記※2のとおり制限があります。）
- (3) 投信マスターLINEグループへの参加

#### <「特別メンバーシップクラス」サービス>

- (1) <一般サービス> (1) 乃至 (3) の内容
- (2) 「特別メンバーシップクラス」のメンバーに限定されたLINEグループ及び会員サイトへの参加と講師との質疑応答
- (3) 月に1回講師とのオンラインによる直接面談及び特別講義の受講（講師との直接面談及び特別講義はオンライン限定・特別講義が最初の20分程度、直接面談が40分程度で合計60分程度・実施時間は原則として平日又は土日の21時30分からとするが別途運営事務局において案内する時間に従う・録画動画の提供あり）
- (4) 月に1回独自課題の提供
- (5) 月に3～4回のニュースレポートの提供
- (6) その他当社が「特別メンバーシップクラス」サービスとして別に定めたものがある場合には当

#### 該サービスの提供

※メンバーシップクラスは6か月間を1クールとします。1クールごとに新規追加募集の実施及び継続利用を希望する会員の募集を行います。また、退会時期は参加者の任意としますが、任意退会された場合のそれまでにお支払いいただいた初回申込金及び参加費その他金員の取扱いについては第7条第1項に定めるとおりとします。

#### ＜本件サービスのご留意事項＞

- ※1：投信マスターでは基礎的な投資の知識やノウハウを提供しています。実際の投資商品の売買及び個別的な投資判断の助言はいたしません。
- ※2：投信マスター勉強会の動画その他コンテンツを提供する投信マスターHPに関しては、新しい会期の参加者を受け入れるため、期が変わったタイミングで更新を行います。期初の月から新しいコンテンツ（動画・メルマガ・他コンテンツなど）が追加されていくため、前期の過去コンテンツは一切視聴できなくなり、保証はありませんのでご注意ください。
- ※3：投信マスターの会期は、2020年7月1日から2021年1月31日までを第1期、2021年1月1日から2021年7月31日までを第2期とし、以降、奇数期については毎年7月1日から翌年1月31日、偶数期については毎年1月1日から同年7月31日までとします。

#### 第5条 初回申込金及び参加費

1. 一般プランコース（毎月一定の参加費を支払い、当該期で予定されている通常の進行に従って受講するコース。以下同じ）の初回申込金及び毎月の参加費は所定の申込書又は申込フォーム記載のとおりとします。
2. 速学プランコース（1期分の参加費を申込時に一括して支払い、参加1か月目から過去1期分の動画・課題・課題図書が視聴可能となるコース。ただし、過去の期のメルマガの視聴はできません。以下同じ）の初回申込金及び参加費は所定の申込書又は申込フォーム記載のとおりとします。速学プランコースをお申込みの場合、参加した最初の1期が終了した後は、一般プランコースと同様に、参加費は自動的に毎月の支払いとなります。速学プランコースの新規お申込みの受付は、予告なく終了することがあります。
3. 特別メンバーシップクラス（毎月一定の参加費を支払い、当該期で予定されている通常の進行に従って受講するコース。以下同じ）の初回申込金及び毎月の参加費は所定の申込書又は申込フォーム記載のとおりとします。特別メンバーシップクラスにおいて速学プランコースを選択する場合には前項の定めに準じるものとします。
4. 投信マスター参加者が第7条に規定する任意退会又は強制退会しない限り、投信マスター参加者としての権利及び義務は、投信マスターが存続する限り期間を定めることなく存続し、本会則の適用があるものとします。投信マスター参加者は、投信マスターが存続する限り、投信マスター参加者として毎月の参加費を継続的に運営事務局に支払うことに同意するものとします。
5. 投信マスター参加者は、投信マスター参加者の毎月の参加費について、翌月分を前月26日（26日が休日の場合には、直前の銀行営業日）までに運営事務局指定の方法により支払うものとします。振込手数料は投信マスター参加者が負担するものとしますが、口座引落、クレジットカードの決済費用は運営事務局が負担するものとします。
6. 投信マスター参加者にお支払いいただいた初回申込金及び参加費その他金員については、理由の如何を問わず、一切返還しないものとします。

#### 第6条 登録事項の変更

1. 投信マスター参加者は、入会時に運営事務局に提示した氏名、住所、電子メールアドレス等の個人情報に変更が生じた場合には、所定の手続きにより、遅滞なく運営事務局に届出るものとします。
2. 投信マスター参加者が前項の変更登録手続を懈怠又は遅滞したことにより投信マスター参加者に損害が生じたとしても、運営事務局は一切責任を負わないものとします。

#### 第7条 任意退会及び強制退会

1. 投信マスター参加者は、自己の都合により投信マスターの退会を希望するときは、当社宛(当社宛の電子メールアドレス：contact@okaneno-gakko.jp)に電子メールにより投信マスターを退会する旨の意思表示をしていただき、当該当社がこれを受信した日が属する月の翌月（以下「任意退会月」といいます。）末日をもって当該退会希望者は投信マスターを退会し、投信マスター参加者として有する会員資格を喪失するものとします。この場合、第5条第5項に規定するとおり、それまでにお支払いいただいた初回申込金及び参加費その他金員については、理由の如何を問わず、一切返還しないものとします。
2. 投信マスター参加者が前項の規定に従って任意に退会する場合には、任意退会月の参加費が最終に発生する月参加費とし、投信マスター参加者は、第5条第4項の規定に従ってこれを支払うものとします。
3. 投信マスター参加者が、以下の各号に該当する場合又は該当するおそれがあると運営事務局が判断した場合には、運営事務局は、当該投信マスター参加者の意思にかかわらず、予告無く当該投信マスター参加者の資格を直ちに停止または抹消することが出来るものとします。この場合、第5条第5項に規定するとおり、それまでにお支払いいただいた初回申込金及び参加費その他金員については、理由の如何を問わず、一切返還しないものとします。
  - (1) 第8条第1項各号に定める禁止事項に該当すると運営事務局が判断するとき
  - (2) 本会則の条項に違反したとき
  - (3) 本会則に関連して不正又は虚偽の申立を行う等の信義に反する言動があったとき
  - (4) 手形又は小切手の不渡りを出したとき
  - (5) 破産の申立、民事再生手続開始の申立、会社更生手続開始の申立若しくは特別清算開始の申立、又はこれらに準じる手続の開始があったとき
  - (6) 仮差押、仮処分、差押、滞納処分、又は競売手続の開始があったとき
  - (7) 営業を停止若しくは廃止し、又は事業譲渡、変更、合併若しくは解散の決議をしたとき
  - (8) その他財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
  - (9) 反社会的勢力等（第10条第2項において定義）であること、又はそのおそれがあることが判明したとき
  - (10) その他運営事務局が投信マスター参加者として不相当と判断した場合
4. 投信マスター参加者が前項の規定に従って当該投信マスター参加者の資格が停止されている期間においても毎月の参加費は発生するものとし、当該投信マスター参加者は、第5条第4項の規定に従ってこれを支払うものとします。
5. 投信マスター参加者が以下の各号に該当する場合には、当然に会員資格を喪失するものとします。
  - (1) 法人の投信マスター参加者について
    - ① 投信マスター参加者の法人格が消滅したとき
    - ② 投信マスター参加者が罰金刑に処する旨の判決の言い渡しを受けたとき
  - (2) 個人の投信マスター参加者について
    - ① 投信マスター参加者が死亡したとき
    - ② 投信マスター参加者が成年後見開始の審判、又は保佐開始の審判を受けたとき
    - ③ 投信マスター参加者が禁固以上の刑に処する旨の判決の言い渡しを受けたとき
6. 投信マスター参加者が第3項の規定に従って強制的に退会させられる場合又は前項の規定に従って資格を喪失する場合には、強制的に退会させられる月又は資格を喪失する月の参加費が最終に発生する月参加費とし、投信マスター参加者は、第5条第4項の規定に従ってこれを支払うものとします。
7. 投信マスター参加者が第3項の規定に従って強制的に退会させられる場合又は前項の規定に従って資格を喪失する場合においても、当該投信マスター参加者は、それまでに運営事務局に対して初回申込金及び参加費その他金員について、一切返還を求めることはできません。また、当該投信マスター参加者が当該退会・資格喪失により損害を被ったとしても、運営事務局に対し、その損害の賠償を求めることはできないものとします。
8. 本条第3項の規定に従って運営事務局が投資マスター参加者を強制的に退会させる場合においても、運営事務局が投資マスター参加者に起因して被った一切の損害（間接損害、逸失利益、及び弁護士費用を含みますが、これらに限りません。）の賠償請求を妨げないものとします。

## 第8条 禁止事項

1. 投信マスター参加者は、以下の各号に規定する行為を禁止されるものとします。
  - (1) 法令、公序良俗に違反すること
  - (2) 本会則に違反すること
  - (3) 他の投信マスター参加者、投信マスター講師、若しくは運営事務局の権利・利益、名誉・信用等を侵害すること、その他これらの者に損害を与える言動を行うこと
  - (4) 投信マスター参加者が取得した情報を悪用したり、他の投信マスター参加者、投信マスター講師、又は運営事務局に不利益となる情報を第三者に漏洩・開示すること
  - (5) 他の投信マスター参加者、投信マスター講師、又は運営事務局に迷惑となる行為や不快感を抱かせる言動を行うこと
  - (6) セクシャルハラスメント（本会則においては、「受け手の意に反する、又は受け手に不快感を与える性的な言動」を意味します。）、パワーハラスメント（本会則においては、「優越的な関係を背景とした言動であって、受け手に精神的苦痛を与えるもの」を意味します。）その他各種ハラスメントに該当する、又は該当する可能性がある言動を行うこと
  - (7) 虚偽の情報を発言、発信、入力すること
  - (8) 有害なコンピュータープログラム、メール等を送信又は書き込むこと
  - (9) 運営事務局のサーバーその他のコンピューターに不正にアクセスすること
  - (10) 投信マスターに係るパスワードを第三者（投信マスター参加者が法人の場合には、選定された1名の投信マスター参加者以外の他の役員や当該法人関係者は本号に規定する「第三者」とします。）
  - (11) 運営事務局に無断で他の投信マスター参加者と連絡先（電話番号・メールアドレス・SNS・名刺・その他連絡可能な手段一切を含みます）を交換すること
  - (12) 手段や対象を問わず、運営事務局に無断で他の投信マスター又は投信マスター講師に対して勧誘（ビジネス、イベント、宗教等を紹介することを含みます）、営業、対象者が希望しないチェーンメールの配信、メーリングリストへの登録、ネットワークビジネス・無限連鎖講（いわゆる「ねずみ講」）への勧誘、宗教への勧誘、会話・遊びに誘う行為（いわゆる「ナンパ」）その他これらに準じる行為を行うこと
  - (13) 投信マスターのコンテンツ（講義、動画、メルマガ、その他投信マスターに関する一切のコンテンツを含むものとします。）の録音、録画、複製、又は投信マスターと類似・競合するコンテンツの作成を行うこと
  - (14) インターネット、SNS、その他媒体を問わず、投信マスターのコンテンツ、又は投信マスターと類似・競合するコンテンツを公開すること
  - (15) 投資信託に関するスクール等の運営、運営のサポートその他投信マスターと類似・競合する事業を行うこと（第三者を介してこれらの事業を行うことも含みます。）
  - (16) 他の投信マスター参加者のアドレスやパスワード等を不正に使用すること
  - (17) 運営事務局又は投信マスター講師の知的財産権を侵害すること
  - (18) 前各号に準じる行為
  - (19) その他運営事務局が不適切と判断する行為
2. 投信マスター参加者が前各号に規定する行為を行った場合において、当該行為により他の投信マスター参加者、投信マスターの講師、又は運営事務局が損害を被った場合には、当該投信マスター参加者は、当該損害を被った者に対し、一切の損害（逸失利益、間接損害、及び弁護士費用を含みますが、これらに限りません。）を賠償するものとします。

## 第9条 「投信マスター参加者」情報の利用目的

1. 運営事務局は、投信マスター参加者から参加時及び本件サービスの利用時等に提供された投信マスター参加者の個人情報（以下「参加者情報」といいます。）を以下の各号に掲げる利用目的の範囲内で利用するものとし、投信マスター参加者は、これに同意するものとします。
  - (1) 本件サービスの提供その他運営事務局の運営
  - (2) 運営事務局が提供するサービスに関するご案内

- (3) 本件サービスの品質の向上
- (4) その他前各号に関連する目的
- 2. 運営事務局は、前項各号に掲げる利用目的以外の目的で、参加者情報を取得・利用する場合がありますが、その場合には、あらかじめ送信マスター参加者に利用目的を明示し、その同意を得た上で行います。
- 3. 運営事務局は、退会者の会員情報を以下の各号に掲げる利用目的の範囲内で利用するために退会後も保有できるものとし、送信マスター参加者は、これに同意するものとします。
  - (1) 退会者からの問い合わせへの対応
  - (2) 本件サービスの品質の向上
  - (3) その他前各号に関連する目的
- 4. 運営事務局は、送信マスター参加者に対し、参加者情報に基づき、第1項第2号の利用目的により電子メール、ダイレクトメール、その他印刷物等を送付することがあります。ただし、送信マスター参加者が事前に拒否した場合には、この限りではありません。

#### 第10条 反社会的勢力等に該当しないことの表明保証

- 1. 送信マスターへの参加を希望する者は、次項に規定する「反社会的勢力等」に該当しないことを表明し、保証するものとします。
- 2. 前項の「反社会的勢力等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。その後の改正を含みます。）第2条第2号の意義を有する者をいい、以下同様とします。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の意義を有する者をいい、以下同様とします。）又は暴力団員であった者
  - (3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいい、以下「準構成員」といいます。）
  - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは暴力団員であった者が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力し、もしくは関与するもの、又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいいます。）
  - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロなど企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。）
  - (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。）
  - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいいます。）
  - (8) その他、第(1)号乃至第(7)号に規定する者に準じる者（以下、第(1)号乃至第(8)号の規定に該当する者を「暴力団等」といいます。）
  - (9) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
  - (10) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的等をもって、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有する者
  - (11) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者
  - (12) その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 第11条 成果物の帰属

- 1. 当社又は運営事務局が本件サービスを通じて提供又は開示した資料及び著作物並びに送信マスター参加者が本件サービスを受ける中で作成した資料及び著作物（以下、総称して「本件著作物等」といいます。）に係る著作権その他の知的財産権は全て当社に帰属します。

2. 当社は、送信マスター参加者が、退会後も含めて、本件著作物等を複製、改変、頒布、販売、出版、公開及又は知的財産の創作等（著作権・意匠権・特許権・実用新案権・商標権）を行うことを禁じます。送信マスター参加者が当該行為を行った場合には、運営事務局に対して速やかに通知しなければならず、当該行為により生じた収入、創作物等の権利は全て当社に帰属するものとします。

#### 第12条 存続条項

1. 理由の如何を問わず、送信マスター参加者が期間満了、退会その他の事由により資格を喪失した後においても、第5条第5項、第6条第2項、第7条第1項・第3項及び第4項・第6項乃至第8項、第8条、本条、第13条、第15条、及び第16条の規定はなお送信マスター参加者であった者に永続的に適用されるものとします。ただし、次項に規定する行為については、次項の規定によるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、理由の如何を問わず、送信マスター参加者が期間満了、退会その他の事由により資格を喪失した後においても、第8条第1項第13号及び同第14号に規定する行為のうち送信マスターと類似・競合するコンテンツの作成・公開、並びに同第15号に規定する行為については、期間満了、退会その他の事由により資格を喪失した後3年間はなお送信マスター参加者であった者に適用されるものとします。

#### 第13条 準拠法及び専属的合意管轄裁判所

本会則は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、本会則に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第14条 個人情報の保護

運営事務局においては、個人情報保護方針に従って、送信マスター参加者の個人情報を保護・管理するものとします。

#### 第15条 免責事項

1. 本件サービスのご利用は、送信マスター参加者ご自身のご判断と責任においてご利用いただくものとし、資産運用は送信マスター参加者ご自身のご判断と責任において行い、投資に関する一切の判断及び行動による損益・損害はすべて送信マスター参加者ご自身に帰属します。本件サービスのご利用に起因して送信マスター参加者が損害を被ったとしても、運営事務局又は送信マスター講師に故意又は重過失が存する場合を除き、運営事務局及び送信マスター講師は一切責任を負わないものとし、送信マスター参加者は、運営事務局又は送信マスター講師に対し当該損害の賠償を求めることはできないものとします。
2. 投資マスター参加者は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19（coronavirus disease 2019））等の疾病・災害・事故その他の事由により、投資マスター参加者の承諾を得ることなく、必要に応じて本件サービスを、変更、停止、中止、又は終了することがあります。この場合に、投資マスター参加者が損害を被ったとしても、運営事務局及び送信マスター講師は一切責任を負わないものとし、送信マスター参加者は、運営事務局又は送信マスター講師に対し当該損害の賠償を求められないものとします。
3. 通信回線やコンピューターなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、データへの不正アクセス、支払決済会社により生じた損害、その他運営事務局のサービスに関して送信マスター参加者に生じた損害について、運営事務局又は送信マスター講師に故意又は重過失が存する場合を除き、運営事務局及び送信マスター講師は一切責任を負わないものとし、送信マスター参加者は、運営事務局又は送信マスター講師に対し当該損害の賠償を求められないものとします。
4. 送信マスター参加者が本会則に違反その他第8条第1項各号に規定する禁止行為を行ったことよって生じた損害について、運営事務局及び送信マスター講師は一切責任を負わないものとします。
5. 運営事務局及び送信マスター参加者は、送信マスター参加者その他の送信マスター参加者又は第三

者との間でトラブルその他紛争が生じた場合であっても、運営事務局及び投信マスター参加者に故意又は重過失が存する場合を除き、運営事務局及び投信マスター講師は一切責任を負わないものとし、投信マスター参加者は、自らの責任と費用により解決するものとし、

#### 第16条 本会則の変更

1. 当社が必要と判断した場合には、当社はいつでも本会則を変更することができるものとします。
2. 当社が本会則を変更する場合には、あらかじめ変更後の本会則の効力発生時期及び変更内容を定め、投信マスターのウェブサイト (<https://toushinmaster.com>) に掲載する方法により告知します。
3. 本会則の変更の効力発生日以降に継続して投信マスター参加者の地位を維持されている方については、変更後の本規約の内容について同意があったものとみなし、当該投信マスター参加者には変更後の本規約の内容が適用されます。

2021年2月21日改訂  
2023年8月7日改訂  
株式会社アイキカク